

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 9 月 28 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 33 件

厚生年金保険関係 33 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700159号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700192号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月7日は86万4,000円、同年12月9日は6万8,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月7日  
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額86万4,000円、請求期間②において標準賞与額6万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は86万4,000円、請求期間②は6万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700160号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700193号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を21万5,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額21万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から21万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700161号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700194号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を23万3,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額23万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から23万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700162号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700195号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額13万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から13万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700163号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700196号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は8万1,000円、平成25年6月7日は69万2,000円、同年12月9日は1万4,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日、平成25年6月7日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日  
② 平成25年6月7日  
③ 平成25年12月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額8万1,000円、請求期間②において標準賞与額69万2,000円、請求期間③において標準賞与額1万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日までの期間及び平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は8万1,000円、請求期間②は69万2,000円、請求期間③は1万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700164号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700197号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は1万8,000円、平成25年6月7日は56万円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日  
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額1万8,000円、請求期間②において標準賞与額56万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成21年\*月\*日から平成23年\*月\*日までの期間及び平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は1万8,000円、請求期間②は56万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700165号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700198号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額5万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から5万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700166号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700199号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を21万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額21万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から21万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700167号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700200号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額7万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から7万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700168号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700201号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年6月8日の標準賞与額に係る記録を10万3,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月8日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額10万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から10万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700169号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700202号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を2万5,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額2万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成21年\*月\*日から平成22年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から2万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700170号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700203号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は78万5,000円、平成25年6月7日は4万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日  
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額78万5,000円、請求期間②において標準賞与額4万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は78万5,000円、請求期間②は4万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700171号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700204号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月7日は32万9,000円、同年12月9日は2万8,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月7日  
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額32万9,000円、請求期間②において標準賞与額2万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は32万9,000円、請求期間②は2万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700172号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700205号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は57万5,000円、同年12月9日は4万6,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日  
② 平成22年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額57万5,000円、請求期間②において標準賞与額4万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は57万5,000円、請求期間②は4万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700173号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700206号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を24万9,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額24万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から24万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700174号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700207号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から16万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700175号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700208号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は49万8,000円、平成25年6月7日は3万2,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日  
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額49万8,000円、請求期間②において標準賞与額3万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は49万8,000円、請求期間②は3万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700176号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700209号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を41万1,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額41万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から41万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700177号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700210号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は52万円、同年12月9日は7,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日  
② 平成22年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額52万円、請求期間②において標準賞与額7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は52万円、請求期間②は7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700178号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700211号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は13万円、平成25年6月7日は19万3,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日  
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額13万円、請求期間②において標準賞与額19万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日までの期間及び平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は13万円、請求期間②は19万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700335号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700212号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額45万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から45万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700337号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700213号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を22万3,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額22万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から22万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700338号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700214号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額4万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から4万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700339号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700215号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を36万1,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額36万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から36万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700340号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700216号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を46万4,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額46万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年\*月\*日から平成28年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から46万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700342号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700217号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を41万1,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額41万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から41万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700343号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700218号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を41万7,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額41万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から41万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700344号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700219号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額25万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から25万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700346号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700220号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を53万3,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額53万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から53万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700336号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700221号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は39万8,000円、平成25年6月7日は3,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日  
② 平成25年6月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額39万8,000円、請求期間②において標準賞与額3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は39万8,000円、請求期間②は3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700345号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700222号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は36万3,000円、平成24年6月8日は1万2,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日  
② 平成24年6月8日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額36万3,000円、請求期間②において標準賞与額1万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は36万3,000円、請求期間②は1万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700341号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700223号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年12月7日は10万6,000円、平成26年6月9日は7万9,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月7日  
② 平成26年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額10万6,000円、請求期間②において標準賞与額7万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

さらに、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は10万6,000円、請求期間②は7万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700144号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700224号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

B社における厚生年金保険の被保険者記録の確認に係るお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間に係る被保険者記録がないことが分かった。

請求期間においても、B社に継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会(回答)、C健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間もB社に継続して勤務し、昭和57年10月1日付けでA事業所からD事業所に異動したことが認められる。

また、A事業所及びD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、両事業所に被保険者記録のある複数の者が、「請求者は、請求期間当時、B社において、E業務として勤務していた。請求期間当時、所属替えが行われただけであり、請求者も自身も、請求期間とその前後において、雇用形態や業務内容に変化はなかった。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A事業所における請求者の昭和57年8月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和57年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。